

甲斐市議会バイオマス産業都市構想特別委員会会議録

1. 開催日時 令和2年12月25日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（9名）

委員長	五味武彦君	副委員長	山本英俊君
	伊藤毅君		滝川美幸君
	金丸寛君		松井豊君
	有泉庸一郎君		内藤久歳君
	保坂芳子君		

欠席委員（1名）

長谷部 集 君

傍聴議員（5名）

議長	清水正二君	谷口和男君
	秋山照雄君	清水和弘君
	金丸幸司君	

説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	剣持豊彦君	環境課長	酒井厚志君
バイオマス 推進係長	藤田充君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	土屋達巳	書記	森田公
書記	長田大地		

内容

- 1 木質バイオマス発電事業の実施について
- 2 その他

開会 午前 9時25分

○書記（長田大地君） 大変お疲れさまでございます。

ただいまから、バイオマス産業都市構想特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、引き続き委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶、五味委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 改めましておはようございます。

今年押し迫って、今年最後の委員会になろうかと思えます。いろいろなものを含めて。今日も午後から峡北広域の会議があるというふうなことです。くれぐれもコロナに気をつけて活動していただければというふうに思えます。

連日、コロナコロナで大騒ぎしていますけれども、先ほど聞いたら、成人式は県民文化ホールで、あそこはたくさん容量があるんで、間隔を開けてやるということで、予定どおり実施されるようです。くれぐれも気をつけていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。

皆さんそろっていますので、若干早いですけれども始めます。

ただいまの出席委員は9名になっております。定足数に達しておりますので、これよりバイオマス産業都市構想特別委員会を開会といたします。

なお、長谷部委員につきましては、欠席の旨の連絡がありましたのでご報告いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（五味武彦君） 本日の委員会は、お手元に配付した次第のとおり進めたいと思います。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可いたしますので、ご承知ください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申合せのとおり会派の割当人数により行います。割当人数は全会派1名とし、

質問は1問、再質問は1回までとさせていただきます。

それでは、これより次第の3、内容に入ります。

初めに、(1)木質バイオマス発電事業の実施について、担当より説明を求めますが、先に部長より挨拶がございますので発言を許します。

剣持部長。

○生活環境部長(剣持豊彦君) 本日は、年末のご多忙にも関わらず、バイオマス産業都市構想特別委員会にご参集いただき誠にありがとうございます。

冒頭になりますが、私のほうから、本市の木質バイオマス発電事業を実施する発電事業者の決定に関わる市の方針についてご説明申し上げます。

本市の発電事業を実現するために、日立造船株式会社から紹介を受けたグリーン・サーマル株式会社を中心とする事業体が、新たな事業パートナーとして、本市が要求する発電事業者としての要件を満たすものであるのか、前回の12月1日の本委員会後も引き続き事業者からの聞き取りや資料提供により確認していくことをご説明させていただきました。その後必要な資料や情報提供、事業者との協議により確実に本市の発電事業実施できるか否かについて確認作業を進め、本市の要求する要件を十分に満足するものであることを確認し、さる12月21日の幹部会議において協議を行いました。結果、市として、グリーン・サーマル株式会社を中心とする発電事業体を、新たな事業パートナーとして、木質バイオマス発電事業を進めていくことを決定いたしましたので、ご報告させていただきます。議員の皆様におかれましても、本市の掲げる甲斐市バイオマス発電都市構想と、木質バイオマス発電事業の実現に向け、引き続きご理解とご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

それでは、詳細について、担当課長より説明させていただきます。

○委員長(五味武彦君) 続いて、酒井環境課長。

○環境課長(酒井厚志君) 改めまして、おはようございます。

本日は年末のお忙しいところ、バイオマス産業都市構想特別委員会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

説明に入る前に、資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は3つになります。

1つ目が、バイオマス産業都市構想特別委員会資料、2つ目が別紙1、A3の資料で、タイトルが木質バイオマス発電事業想定スケジュールでございます。3つ目が別紙2、A4資料でタイトルが(案)甲斐市木質バイオマス発電事業用地の権利関係に関する覚書の3種類

でございます。よろしいでしょうか。

まず、これまでの経緯となりますが、10月29日の本特別委員会では、日立造船株式会社が事業化を断念する判断を下した理由等を報告し、併せて、日立造船より承継事業者として紹介を受けた大和証券グループの大和エナジー・インフラ株式会社、グリーン・サーマル株式会社及び株式会社ノーリンに対し、本市の掲げるバイオマス産業都市構想の実現と、木質バイオマス発電事業の実施に向け優先的に確認を行っていくことをご説明させていただきました。

12月1日に開催された特別委員会では、それまでに確認できた内容についてご報告し、特別委員会終了後には、全員協議会による研修会を開催していただき、グリーン・サーマル、ノーリン、日立造船の担当者出席の下、議員の皆様にも直接各事業者へ質問や意見などにより、事業者の実績や本市の発電事業への意思等をご確認いただいたところでございます。

それでは、バイオマス産業都市構想特別委員会資料1ページをお願いいたします。

1、木質バイオマス発電事業の実施に向けた事業者の選定についてでございますが、先ほどの経緯により、新たな事業パートナーの選定については、本市のバイオマス産業都市構想に掲げる木質バイオマス発電事業を確実に速やかに実施できる事業体を選定する必要がございます。

そのため、日立造船が保有する事業計画認定や電力系統接続の権利が円滑に引き継がれるか。日立造船と燃料供給の覚書を締結した県内林業事業者の事業参画が行われるのか。また、これまで事業不成立となった経験を基に、燃料となる木材の調達能力、事業運営のための資金調達能力が優れているか等の観点を踏まえ、グリーン・サーマルを中心とした事業体に、確認・協議を行ってきたところであります。

次に、2の確認・協議事項に対する結果でございますが、1ページから3ページの11項目にまとめております。下線が引かれているナンバー3番、6番、11番については、前回の特別委員会以降に確認ができた事項になります。

その他の項目は前回にご説明した内容や研修会で議員の皆様にご確認いただいたところでございます。

それでは、表の1番からご説明いたします。

1、電力系統接続の確保についてですが、前回、グリーン・サーマルは、本市から発電事業者を選定された場合、速やかに日立造船から権利継承できるよう協議中であると説明しましたが、12月16日に、両者が東京電力と協議を行い、市に選定されれば、両者で権利譲渡

契約書を締結し、工事発注期限の2月末までに名義変更手続を行うことを確認しました。

次に、2、事業計画認定についてであります。先ほどの1番と同じく、選定されれば、両者が権利譲渡契約の締結により、速やかに名義変更手続に入ることを確認しました。ただし、手続の時期は米印にありますよう、事業用地の貸付を行う市が用地を買収してからになります。

次に、3の先行事業の担保についてですが、事業スケジュールにより、基本協定締結前に、市が先行して用地買収や造船設計を行うことについて、本市のリスクを回避するため、グリーン・サーマルに覚書について担保をすることを求めておりました。同社がこれを応諾し、別紙2資料の(案)甲斐市木質バイオマス発電事業用地の権利関係に関する覚書、こちらを基本に、今後詳細を調整して、覚書を締結する予定であります。

ここで、別紙2資料の(案)甲斐市木質バイオマス発電事業用地の権利関係に関する覚書をご覧ください。なお、別紙1の資料、木質バイオマス発電事業想定スケジュールは後ほどご説明をさせていただきます。

それでは、別紙2をお願いいたします。

まず、覚書(案)の締結先をご説明いたしますので、別紙2資料の3ページ目をご確認ください。

まず、ここで甲が甲斐市、乙をグリーン・サーマル、丙をDSグリーン発電甲斐合同会社としております。

ここで、DSグリーン発電甲斐合同会社について説明をいたします。同社は発電事業を目的とする特別目的会社、いわゆるSPCでございますが、日立造船が設立する予定であったSPCと異なる点は、株式会社ではないという点でございます。合同会社は、それぞれが得意分野を持ち寄った会社であり、出資比率に関係なく利益配分や議決権を持つなど、会社経営の自由度が高いことが一般的にはメリットとされております。グリーン・サーマルと大和エネルギー・インフラは、山形県や和歌山県の発電所をDSグリーン発電米沢合同会社、DSグリーン発電和歌山合同会社として運営しており、本市の発電所もほかの発電所と同様にDSグリーン発電甲斐合同会社として運営されることとなります。

以上のことから、この3者による発電事業用地の権利関係に関する覚書を締結することとしております。

1ページ目の条文のところをお願いいたします。

条文の内容になりますが、第1条の目的では、発電事業会社であるDSグリーン発電甲斐

合同会社がバイオマス発電を営むに、市が事業用地を取得し、貸し付けるための基本的事項をこの覚書に定めることとし、第2条の事業用地の賃貸では、有償で賃貸すること、第3条の本件事業不実施の場合における費用負担では、事業不実施の場合の費用負担について記述し、第4条の取得済み土地の処遇では、乙であるグリーン・サーマル、または丙であるDSグリーン発電甲斐合同会社の責めに帰すべき事由により本件事業が実施に至らない場合、両者は、市が先行取得した土地を市が要した費用で購入するものとしております。この4条が、発電事業者の都合により事業不実施の場合の本市の先行事業に関わる担保を定めた条文となります。第5条では、本覚書の有効期間を定め、第6条では所管する裁判所を定めております。第7条では、疑義が生じたとき、協議し、解決することを定めております。

以上が、締結予定の覚書の案文でございます。

すみません、特別委員会資料の1ページのほうへお戻りください。

表の4、燃料の確保についてですが、大和エナジー・インフラはグリーン・サーマルが責任を持って燃料材を確保することを本発電事業の出資を行う条件としております。

2つ目のポツですが、日立造船と覚書を締結した県内林業事業者25者は、グリーン・サーマルとの取引について承諾しており、この1番、2番で説明した権利譲渡契約書を締結後に改めて覚書を締結するとしております。

3つ目ですが、県内木材の不足分は、グリーン・サーマルの燃料供給協力会社であるノーリンが取引先のチップ工場やほかの発電所の貯木場等により確保するとしております。

4つ目ですが、発電所運転開始時点で、県内未利用材で3.2万トン、県内一般材2.3万トン、県外一般材2.5万トンの計8万トンを使用計画としております。

3ページをお願いいたします。

5、燃料のバックアップについてですが、グリーン・サーマルとノーリンは年100万トンのチップ取扱実績があり、グループ使用量を差し引いても50万トンほどの余力を有していること。また、ノーリンの自社物流により近県からのバックアップが可能であり、災害時等により県内流通量が大幅に落ち込んだ場合でも対応が可能であると自信を示しております。

次に、6、発電事業の収支については、12月1日以降に確認ができた内容になります。まず、発電事業の収入は、固定価格買取制度による売電収入で、1年目は13億4,000万円、未利用材の流通量の増加を見越した4年目以降は14億円としており、20年間の合計額は278億円としております。

支出は燃料材の調達に116億円としており、1年間にかかる費用を平均すると5億8,000

万円となります。発電設備や発電所建設工事等の費用が55億円、人件費や維持管理費等に要する費用が55億円、20年間の合計で226億円を見込んでいるところです。収支としては20年間で52億円としているところです。この収支計画は同規模発電所の山形県の米沢、和歌山県の上富田の実績を参考に見込まれており、大和エネルギー・インフラの出資判断にも使用されるデータであることから、信用性は高いと市では考えております。また、今後出資判断に使用するデータのため、取扱いについて気をつけていただきたいと申出を受けているところでございます。

7番、チップ工場についてですが、双葉スポーツ公園南側の日立造船が計画していた用地と同じ場所に民間事業として貯木場を整備するとしております。日立造船はこの場所にチップ工場を建設するとしていましたが、グリーン・サーマルの計画では、チップ工場は2つ目のポツにありますように、他で運営している発電所と同様に、発電所用地内にチップ工場を併設する計画であるとしております。

3つ目のポツですが、チップ工場は、グリーン・サーマルが中心となって、県内林業事業者と事業協同組合として運営していく予定となっております。

8番、基本合意、基本協定等についてであります。まず、市と日立造船が締結した基本合意と同じく、排熱の無償提供、市内在住者の優先的な雇用及び市内企業の積極的な活用等について締結を行い、その後、発電事業の詳細や双方の役割を明記した基本協定について締結することを確認しております。また、環境保全協定や雇用協定等の各種協定についても締結することとしております。

9、林業への貢献については、グリーン・サーマルとノーリンが12月1日の研修会で、発電所が稼働されれば、林業活性化、林業事業者の経営安定、それによる後継者不足の問題も解決につながると説明してまいりました。これまでのほかの発電所の実績から、本市での事業においてもその自信を示しております。また、他事例では、地元の林業事業者に対して、施業のサポートも行っており、山梨でも県内の林業事業者に技術やノウハウの提供等様々なサポートを行うこととしております。

3ページをお願いいたします。

10、地域への貢献については、環境基準を満たした設備の開発・導入、地元説明会の開催、環境保全協力金や環境保全協定による地域環境への貢献、地元雇用や地元企業の積極的な活用を図ることに承知をしております。

11、日立造船の権利譲渡につきましては、今後日立造船と発電事業者であるD S グリー

ン発電甲斐合同会社で取り交わされる権利譲渡に当たり、本市が日立造船と締結した基本合意書の事項である、排熱の無償提供や地域貢献等を定めた基本合意内容が譲渡契約書の条文により確実に継承されることを市は要望しており、譲渡契約締結前に契約書を確認することとしております。両者ともこれについて応諾をしているところでございます。

以上が、2、確認協議事項に対する結果の説明となります。

次に、別紙1、木質バイオマス発電事業想定スケジュールについてご説明をいたします。別紙1資料のほうをご覧ください。

まず、表の見方は、左側の縦軸に関係者と事柄、上の横軸が各年度と月を表しています。

まず、左の関係者項目の一番上が、日立造船が令和2年3月10日に取得した事業計画認定になります。現FIT法では、取得日から4年以内に発電を開始しなければならないため、令和6年の3月9日までに稼働する必要がある、その期限を表右側の太い点線で表しています。次に、令和2年度の2月末に同じ太い線で表しているのが、電力系統接続の工事発注期限であります。この2つの期限がこれまでもご説明してきた重要な部分であり、発電事業を実施するためにクリアしなければならない課題であります。

次に、関係者項目の上から2番目の甲斐市であります。事業者の決定について、12月21日の幹部会議において方針決定をしたところであり、その下の二重丸が本日の特別委員会でございます。

その下の権利譲渡契約、電力系統接続名義変更は、特別委員会資料の1ページ、確認協議事項の結果の1番、2番に該当する事項で、本市から発電事業者を選定されれば、権利譲渡契約書を締結し、工事発注期限の2月末までに名義変更手続を行うとしているものです。

その下の太線の丸印は、用地の権利関係に関する覚書締結になります。先ほど、確認協議事項の結果の3番で説明した甲斐市、グリーン・サーマル、DSグリーン発電甲斐合同会社の3者による覚書締結を1月中に行い、担保を確保し、その下の用地取得として、市は地権者の方々に仮契約のお願いに伺うこととしております。

次に、その下の二重丸は、用地取得に関する議案を3月の定例議会へ上程させていただく予定としております。議会でご承認いただければ、議決後直ちに地権者さんへ手付金をお支払してまいります。最終的な精算金の支払いは、3月頃発注予定の造成工事設計により開発農地転用の各種許可後に所有権移転を行い、登記後にお支払いすることとなります。

造成工事については、工事費を6月定例議会へ補正予算として上程させていただき、議決されれば入札による業者を決めてまいります。業者との仮契約後に工事契約について、議会

へ上程をしていくこととなります。

一番下の発電所の整備関係は、発電事業者が年明け3月頃から発電所の設計、設備、政策等を経て、令和4年4月頃から基礎工事、令和5年1月から発電所建設工事を行い、令和6年1月から発電所を稼働する計画としております。これはあくまでも現時点での想定スケジュールではありますが、このスケジュールであれば、発電開始期限の令和6年3月9日前に発電を開始できることとなります。

以上が木質バイオマス発電事業想定スケジュールの説明となります。

特別委員会資料の3ページへお戻りください。

3の確認・協議による市の事業者選定についてでございますが、これまでご説明した確認・協議の結果から、冒頭の部長挨拶にありましたとおり、12月21日の幹部会議において、グリーン・サーマルを中心とする発電事業体を、本市のバイオマス産業都市構想及び木質バイオマス発電事業が確実に実施できる新たなパートナーにふさわしいと判断し、事業を進めていく方針を決定いたしました。

この木質バイオマス発電事業は、バイオマス産業都市構想を掲げて以来、市の主要事業と位置づけ、実現に向けてこれまで取り組んでまいりました。その間、議員の皆様とは、代表質問や一般質問、また本特別委員会において、多くの議論を交わしてきたところでございますが、実現一步手前で、諸事情により果たせずに来てしまいました。

今回新たな事業パートナーを選定し、今度こそ発電事業を実現できるよう、また、これまで費やしてきた時間や議論を生かし、次のステップへ向けて事業を推進してまいる所存でありますので、議員の皆様には、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、以上で、木質バイオマス発電事業の実施についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とします。また、質疑、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願いいたします。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。

委員の方は、3種類にわたって書類がありますので、質疑の書類の種類を言って、ページ数も言っていただいております。

質疑等がありましたらお願いいたします。委員の質疑に入りたいと思います。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 資料1の1ページの4、燃料の確保ですが、未利用材、一般材、大体定義は分かりますけれども、もう少し細かく、例えば松くい虫ですか、ああいう木とかそういうのはこの辺どこに入るのかというのは分かりますか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 今、ご質問いただいたような詳細については、まだ把握はしていません。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。ちょっと書類が大変なんで。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほど、21日に幹部会を開いて、その結果として今日報告できる形になるんだけど、幹部会で出された意見とか協議、どういう意見が出されて、この決定に至ったかというその辺のところの様子をちょっと聞かせてもらいたい。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 幹部会では、今日委員の皆様にお示ししている資料と同じ内容で、説明をさせていただきます。先ほど言ったように、3番の先行事業の担保、資料の2の条文等、この辺しっかりするよということ、こちらにつきましては、市のほうが、市の顧問弁護士である弁護士先生のほうにも一度確認をしていただいております、3点ほど修正をしたい部分がございます。その辺についても説明をする中で、相手方にも一応、向こうのほうにもその旨伝えてございまして、その辺も向こうも承諾をしているところでございます。その辺を今後直していくことと、今回のグリーン・サーマルを中心とする事業体としっかり詳細について協議を行って実現できるように、担当としてやっていただきたいということをおっしゃったところでございます。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 分かりました。

それで、一番この別紙の計画書の中で、横線と縦線があるじゃんね。要するに、この電力系統接続工事の期限、それから、4年後の発電開始期限がありますよね。その期間内にもろもろの事務手続を含めとして、全開始までができるかということが最大の条件になるわけです。そのことについては、当然これの内容は、向こうの合資会社に対して、ここはもう全て両者とも確認はしているということか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） グリーン・サーマルさんたちも、ぜひ選んでいただきたいという観点から、自分たちで、一番下のほうになりますけれども、スケジュールであったりとか、日立造船さんと東電のほうへ行って権利を、選ばれば、ちゃんと権利がスムーズにやれるように、また日立造船さんが締結していた県内の林業家のところも、日立との譲渡の契約後には、2月過ぎとかには回っていくんだという計画をしていますので、スムーズに流れていけば、期限までの令和6年3月9日までには、このスケジュールからいけば発電ができるものと考えておるところです。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、覚書の件だけれども、日立造船とやったときの内容と、それから、今回の内容についてどこか変わったところか何かあるか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 今回の覚書、私どもが結ぼうとしているこの別紙2については、これは、日立造船のときはないものになります。日立造船のときは、基本協定を結んで、そこが契約となるので、そこから、事業用地を取得する予定でありました。ただ、そのスケジュールでいくと間に合わないというところがあって、市が先に用地を取得するのであれば、しなければならないのであれば、もし、今、予定していた事業者が事業やらないよとなったときには、それは市のリスクをなくすために覚書を結んでいただきたいと。事業者のほうは、必ずあそこでやるんだという意思があるため、覚書を結びますということで、今、案をつくったところでございます。

日立造船のほうの合意書は、あくまでも日立造船と事業をやっていくよということや、先ほどちょっと説明したように、地元雇用や地元企業を優先的に活用していくこと、排熱を無償で提供すること、そのような内容が基本合意書には書かれていたところでございます。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、今の説明の中で、例えばこの事業が事業者が撤退するということの中で、市が取得した土地は買ってくださいますよという覚書だよ、そういうことでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） もともとは、私たちはかかった費用は責任を取ってもらいたいという内容でこっちは考えていたんですけれども、よくよく考えれば、確かにお金は払う、土地はないということであれば、向こうのほうもということ、この辺の内容については、大

和インフラ・エナジーのほうで、そういう法整備的な部門がありますので、そちらのほうでも確認をしていますので、向こうとしても、向こうの最大限リスクがない形で、土地を、もしそうなった場合は、うちが買った費用のもので、同等で買いますよというような条文になっているところがございます。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、その件に関して、例えばそうなってほしくないし、なった場合に、買いますよと、そうするとあそこの土地の利用がどういう形になるのかということも、いろいろあるよね。そうやって変なものを建てられても困るし、そういうところの担保というのは、買いますよと、そこから先のことに関してはある程度制約をかけておかないと、そこは、もう売っちゃったから何をしてもいいじゃんということになっちゃう。そこは、きちっと弁護士と相談して担保しておいてもらいたい。その中で。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 委員さんのおっしゃるとおりで、最悪の場合、そういったことになった場合には困りますので、その辺が第7条の協議というところで、もし、向こうのほうで何かでできないと私どもはもう用地を取得してお金を投入しているよとなった場合には、そういう事例が出たときには、この第7条のところ、じゃ、買っていただくけれども、その後ということも、しっかり協議はしていきたいと思っております。

○委員（内藤久歳君） ぜひともそうしてほしいと思います。

最後、じゃ、もう1点。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほど、合資会社で3者で、登記上の3者の名前が出ていましたよね。それで、一応合資会社というんだけど、その責任分野というか、その文については、大和エナジー・インフラとグリーン・サーマルと、それから、ノーリン、この3つが関わってくると思うんだけど、出資率は、さっきの説明だと、利益に対する配分というのは、出資比率に関係なく合資会社で自由にやるというような説明だったんだけど、その辺のところの責任というか、それというのは会社が負うという、そういう意味合いでいいのか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 合同会社のほうですけれども、12月1日のときに、全員協議会の研修会のおきにお配りした、こちらが資料になるんですけれども、この感じでこの発電をやるここが、今言うDSになってきます。

〔「持ってこない人がいるから」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ちょっと休憩します。ちゃんと資料配ります。この間と同じ資料ですけれども、一応。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開します。

続けてどうぞ、酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） お手元に行きました資料のほうご確認していただきたいんですが、真ん中あたりにある四角の、甲斐市木質バイオマス発電所とある、これがいわゆる会社の本体という形で、DS甲斐というものになります。今の甲、乙、丙、契約書の甲、乙、丙を見ていただくと、もう既に一応DS甲斐という名前の会社は設立されたというふうに聞いていまして、その代表社員が一般社団法人GTカンパニー、職務執行者が滝澤誠となっています。これはグリーン・サーマルの社長さんのお名前、グリーン・サーマルさんは、このときもちょっと説明したんですけれども、もともと私どももここに入ってくると思っていたんですけれども、グリーン・サーマルさんはどちらかというと、チップ側のほうが主体になるようです。

大和が、先ほどもちょっと説明しましたグリーン・サーマルさんがしっかり木材を調達しなさいよと、それが出資の条件だよということなので、グリーン・サーマルさんはどちらかというと、この四角の下のところ、チップ等をする燃料供給事業協同組合、こちらが主になるようです。同じ、この滝澤社長が職務執行者となっているのは、グリーン・サーマル系のいわゆる管理とかもする会社のほうが入っていて、最終的に、大和さんが投資等全部調べば、ほかの事例からいくと、ここへ大きく入ってきて、ここ自体はグリーン・サーマルとかではなく、どちらかというと大和さんになってくるようです。これだけ大和さんがお金を出していることから、このところに大和が大きく入ってくるというふうに、私どももちょっとこの辺がよく分からなかったもので、山形県の米沢、和歌山の上富田の事例等を聞きながら確認したところ、今後そのようにはなってくるということのようでございます。よろしいでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、今のことに関しては、DSグリーン発電甲斐というのが、法人の登記の所在地というのはここになるわけか。

○委員長（五味武彦君） お待ちください。

酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） ちょっと登記は、私どもの甲斐のところは登記されているかどうかはちょっと確認できていないんですけども、ただ、山形県、米沢のやつは、そういった登記、同じDSというのが登記されているかというのは確認していて、登記をされるので、多分、もしまだ登記されていなかったとしても、登記はされると思います。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 分かりました。

様々な、例えば契約上の受入れ先とか、何か問題の発生したときの窓口とか、責任の表舞台である執行者の滝澤誠さん宛に請求するということでもいいんですか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 私どももそのように考えております。

○委員（内藤久歳君） はい、分かりました。以上です。

○委員長（五味武彦君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 熱利用のことですが、一応熱は無償提供ということですが、当然、例の給食センターや百楽泉なんかでは、利用するとは思うんだけど、この会社自体はこの熱利用は特に考えていないということなんですか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） あくまでも私どもが排熱を無料で提供していただき、公共利用事業へやりたいということで、向こうのほうでは、特にはそういった計画は聞いておりません。

○委員長（五味武彦君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 日立に行ったときに、日立も全く排熱は使っていないということだったんだけど、現実問題として、結局、すごい温水があるわけですね。それは結局プールへためて冷めるのを待つという格好なのか、そこまでは見学できなかったから、ちょっと今になって聞きたいんですが。

○委員長（五味武彦君） 答えられますか。

酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） すみません、ちょっと確認できませんので、申し訳ございません。

○委員長（五味武彦君） 松井委員、どうぞ、続いて。

○委員（松井 豊君） それで、都市計画なんかの関係でいくと、ここはどういう区域になるのか、ちょっとよく分かんないですけども。

○委員長（五味武彦君） 藤田係長。

○バイオマス推進係長（藤田 充君） お答えいたします。

都市計画区域につきましては、葦崎土地計画区域のエリアにはなるんですけども、都市計画区域の指定を受けていない。区域外のエリアになります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） よろしいでしょうか。

そのほか、滝川委員どうぞ。

○委員（滝川美幸君） 今、松井委員の質問の中で、排熱利用のお話ありましたけれども、こちらの会社では考えていないということでありましてけれども、やはり、それは、市が今後木質バイオと並行するくらい大きな事業をしていくような利用をしていかなければいけないと思います。

この間、業者さんが来たときに、やっぱり、山古志村のコイを預かって成長させるという事業をしているという説明もありましたけれども、そういう事業を、こちらの市側であるのであれば、早くから、やはりそういうチームをつくっていかなければ、事業というのは進まないのかなと思うんです。ですから、この開発をするとともに、この甲斐市の中でも、そういうものにしっかりと取り組んで、事業計画を立てていただきたいということを希望します。

それから、あと1つ、今回、この年末に、こういう希望を持てる報告をいただいたのは大変に皆様のご努力のおかげだと思って、少し光が見えたような気がします。いろんなことで事業が今、甲斐市は停滞していて、将来不安だなという思いもある中で、ぜひ、この木質バイオは環境問題も含めて甲斐市として大きな事業ですから、成功させていただきたい。

それには、事業を進める中で、私は、やはり市民の中にいろんな知識を持った方が必ずいるわけです、専門知識を。そういう方たちの、何かこういう協議会のようなものを立ち上げていただきたい。そして、常に事業の推進と並行して、その方たちにモニタリングをしていただく。私たち議会に諮っていただいて、私たちも一生懸命勉強しているわけですけども、なかなか専門的なことは分からない。そういう中で、専門的な知識を持った方たちのそうい

う会をつくっていただいて、モニタリングを常にしていていただきたいなということを変希望いたしますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 大変ありがたいご意見だと思います。今、言われたように、専門的で排熱等をしていけば、木質バイオで公共事業等の排熱となれば、全国でもそう例がないと思いますので、今、委員さん等に言われた内容をよく検討して、しっかりやっていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長（五味武彦君） よろしいでしょうか。

ほかございますか。

金丸委員。

○委員（金丸 寛君） この事業、紆余曲折と申しますか、いろいろありました。最終的には、やるからには成功へ持って行っていただきたいというのが、市民の皆さん、あるいは、議員である我々の立場から強く要望するところなんです。ふるやさんから日立さん、日立さんが入ってきたときには、たしか公募か何かでやられましたよね。そのときに。今回は、日立さんが撤退するに当たって、日立さんの紹介だという形で、グリーンさんが入ってきたというような経緯がありますけれども、業者として、日立さんが入ってきた公募の時期に、グリーンさんという名前は全然挙がってこなかったんですか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） ふるやさんが駄目になって、日立造船をやったときについて、グリーン・サーマルという名前はございませんでした。当時は、日立さんが駄目になり、それまで新聞の報道等により、市のほうに、他の事業者のほうに、じゃ、甲斐市さんのほうでというようなご連絡をいただいたり、市のほうが国のほうの産業都市構想推進委員会とかというそういうのがありますので、そちらのほうにも話をする中で、そういったところから紹介をいただいた事業者、それから、8社たしか聞き取り等をして、最終的に日立を選んだと聞いております。そのときには、グリーン・サーマルさんは入っておりませんでした。

○委員長（五味武彦君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 一応日立さんが決定した段階では、公募と、いわゆる公に広く業者を募ったという解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 市のほうが、いわゆるホームページや何で公募しますという形で

はなかったと私は認識をしております。

○委員長（五味武彦君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） じゃ、ふるやさんが撤退するに当たって、甲斐市ではちょっと業者が決定していないという状況の中で、業者のほうから問合せが来て、8社の中から日立さんが選ばれたという過程を取ったということによろしいのでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 最終的にはそのような形になろうかと思えます。

○委員長（五味武彦君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 今回は、そういった選ばれた日立さんが撤退するに当たって、紹介をしていただいたグリーンさんということで、そのほかに、グリーンさん以外にも、こういった木質バイオを手掛けている業者さんいるかどうかというリサーチといいますか、優秀な、グリーンさん以上、グリーンさんには失礼なんですけど、肩を並べる、あるいはそれ以上の企業力といいますか、そういった企業さんのあるかないかというようなことは、当局としてはお調べになっているかどうか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 10月29日のときに、日立が撤退、併せて事業者紹介、その辺を報告させていただき、その週の土曜日、地元新聞のほうにも、その旨の報道がされましたけれども、その後、市のほうへ紹介という形で、市はそこと話をしていくという報道でしたからあれですけれども、ほかの事業者から、ぜひ参画やりたいというようなご連絡はありませんでした。また、うちのほうが日立さんの後のここと優先的にやっていくよというのは、日立造船と、基本的に、先ほど来から言っている基本合意書を締結しています。その基本合意書に基づいた形から言って、日立さんも責任を持って、実績のある事業者であるからということで、延長線上ではないですけれども、そういうような形で、それが本当に日立さんが言っていることが本当なのかということ、市が主体となって確認をしていくということ、29日にもご報告させていただいて、現在に至っているということでございます。

○委員長（五味武彦君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 経緯はおおよそ読めたというか、説明のとおりだと思うんですけども、日立さんが撤退をされて、我々の議会のほうにもその旨報告があったのは10月末、29日。もうちょっと早く日立さんというのは、私は、前からコロナ云々もあったかもしれませんが、日立さんの会社そのものがこの事業は多分撤退するだろうということで、早く

市も決断してくれよという話は、たしかしたと思うんですけども、もうちょっと日立の撤退の時期というのは、早かったんじゃないですか。撤退したよと言ったときに、市は、しようがないねということを行ったと、それから、しばらくたってから、10月の末になってから、そういったことを我々には報告してくれたというような感じがしてならないんですけども、その辺はどうですか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 報告をさせていただいたのが、10月29日で日立さんのほうから、社内の経営者会議のほうで、断念する方向になったというのを聞いたのが、たしか10月17日に電話で連絡をいただいたと記憶しております。最終的に、26日付の文書を27日に頂いた。ちょっとその辺の日付はあれですけども、私どもに日立のほうで、経営者会議のほうで断念することになったと聞いたのは10月17日、いずれにしる中旬ぐらいでございます。

○委員長（五味武彦君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 私がしつこくこれを聞くのは、やっぱりこの事業というのは、やるからには本当に全市挙げてといいますか、市民の皆さんにも理解をいただいて、市議会の承認もしっかり取って一体となって立ち向かうという姿勢は、本当に真剣にやらないと、この事業、私は常々この事業そのものは、もうちょっとでかい規模で県単位でやるのがいいんじゃないかと、周りの県有林、国有林というような絡みの中でも、ちょっと市の力ではおぼつかないところも出てきちゃうんじゃないかと、そこで心配だったんですけども、今、グリーンさんが入ってきて、非常に優秀だと、現段階では、優良企業だという説明がありました。ぜひ、その辺の真剣な検討を幹部会でもやられたということですので、これが本当に頓挫しないような形で、しっかり前へ進めるということであれば、我々も成功を祈っているわけですので、ぜひ皆さんの努力を形にしていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

○委員長（五味武彦君） 要望でいいですか。

○委員（金丸 寛君） はい。

○委員長（五味武彦君） ほかありますか、委員の方。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） すみません、確認なんですけれども、令和3年5月にいよいよ基本合意、契約をするわけなんですけれども、その契約の相手はグリーン・サーマルさんで間違いないですか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 基本合意、基本協定締結につきましては、D Sグリーン発電甲斐合同会社になろうかと思えます。

○委員長（五味武彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） 基本合意書の内容というのは、また変わるのか、もしくはもう一回お示ししていただけるのか教えてください。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 基本的には、日立造船と結んだ内容をそのまましていただくというところで考えておりまして、合意書を締結後、また議会のほうにも報告していきたいと思っております。

○委員長（五味武彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） まず、いよいよ事業が進んでいくわけなんですけれども、重要なのは、甲斐市として用地取得、造成工事というので、お金がかかってくると思うんですけれども、結局市民目線で見たら、市の税金をどれだけ使って、何でこんなに使う必要があるだとかと、そういったことが一番気になるのと、これをやることによって、さっきの熱利用もそうですし、今後こういうことに必要になって、市民にとってこうなるんだよという説明を並行してやっっていかなきゃならないと思うんですけれども、その辺の考えはありますか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） おっしゃるとおりだと思います。市のほうでは、今、言ったように造成、また用地の取得、造成に関わる費用について、今のように市民のほうにも示す中で、また地域貢献として、日立のときには、毎年200万、そのほかにいわゆる法人税であったりとか、固定資産税、そういったもので、収支がどのくらいに、貸付料等で、基本的にはプラスになるよという計算を出しています。今回のものについても、もう少し設備等がはっきり決まれば、そういった金額等が出せますので、そういったものもまた議会のほうにお示しをしていきたいと思っております。

○委員長（五味武彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） ぜひともお願いいたします。

あともう1点が、結局このバイオマス都市構想ですので、この木質バイオ発電というのは、その一部であります。今後、やっぱり今回の議会でも、次世代のこととか、未来のこととか、5Gとか、そういう中の位置づけの中に、必ずこのバイオマス都市構想というのが、必要に

なってくるものだと思うんですけども、そういった面でも、やっぱり子供が見ても、自分のまちはこういうことをやるんだよというようなのが分かりやすいものもひとつ考えてもらいたいんですけども、いかがですか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） ほかがございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） ちょっと細かいことで申し訳ないんですが、別紙2の第2条のところに、別途土地賃貸借契約で定めると書いてありますけれども、要するに、これは取りあえずは20年間ということなんですよ。その後とかというのは、この賃貸借のやつで決めるわけですか、契約するときに。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） この賃貸借もそうですけれども、基本協定をする中で、一応聞いている中だと、向こうも20年を超えても、発電はしたいよという意向は聞いておりますので、そういったものは基本協定の中である程度決めて、また話し合うというような形は取っていくということで、こちらについては、賃貸の関係で金額等をこういうふうに定めるよというようなことをここで別途定めたいと思っているところでございます。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 1点確認しておきたいんですけども、前回のときに、木質バイオマス発電所における事業性及び持続可能性評価というのをやっているんですよ。日本総研の時は、採算性が取れるという判断が出されているんです。最初のプランのときに。今回も、できれば、こういった持続可能性ということ考えたときに、そういう調査も改めて、事業者も変わっているから、そういうことも含めて、継続性が担保できるかどうかという、その辺のところもちょっと取り組んでもらえたらと思う。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 今、委員さんが言われたやつは、ふるやグループのときに、多分補助金等も活用してやられた日本総研のほうでやったものだと思います。あれが、今、言うように、ちょっと私も来たばかりで、過去のやつを読んでいく中と、あとは過去の前任者のほうに聞いたところ、ふるやグループということもあって、本当に資金の関係や、この事業

がちやんと大丈夫なのかということやられたということだと思います。

私どもも、今回、ある程度収支のものを見せていただく中で、それに似たようなものとしては見ているんですけども、あれが材料のものであったりとか、いわゆる未利用材や比率や量によって、たしかPIRRで評価をしているんですけども、あれが、平成24年度に環境省か経産省か、いずれにしてもそういったところが出した基準値ということで、今回私どもが見た数値のもので、ある程度大和さんのほうにも確認したところ、今の基準でいけば十分採算制が取れる数字というのは確認したところでございます。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そういうことが確認はしているということなんだけれども、そういう評価をする、これと同等なことということじゃなくて、これからの具体的に進んでいけば、土地の使用料とか、そういうものもだんだん決まってくとは思うんだけど、そうはいっても、そういうことに関する事業としての収益性、途中で頓挫しては困るということも含めて、そういうことがやっぱり並行して進めていってもらって、向こうの事業者側の事業として継続できるかどうか、そういうものも、数字の上で出しておくことも必要じゃないかな。そういうことがやっぱり広く市民に伝えるということも必要じゃないかと思うんだよね。だから、その辺のところも、これ、たまたま前のを見ていたらそういうのがあったので、そういうことも含めて、やっぱり継続性、事業化できること、そのところのどういった形でみんなに理解をしてもらおうかという、そういうところも取り組んでもらいたいなというふうに思う。

○委員長（五味武彦君） 要望にしますか。答えもらいますか。

じゃ、答弁をお願いします。

酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 委員さんのおっしゃることはよく分かります。今回のグリーン・サーマルの事業体等は、8か所で事業をやっているのと、私どもが見させていただいたものが、直近の米沢の収支というか、その辺も見させていただいて、今、ある計画、私どもの甲斐市でやる計画と合わせていただいて、同じように木材が集まって、発電が順調にやれば、同じような収支というか、どうしても価格が固定で決まっておりますから、売上げはもう底が見込めるという事業でございますので、同じようにいけるということと、あと先ほど言ったPIRR、そこの数値の部分が投資や何をするのに問題ない数字なのかというのを確認して、問題がないということを確認しております。ふるやさんのときは、発電事業等を全く

やられておらず、融資をこれからするというのもあって、その事業性の採算性についてしっかり確認をするということということで、補助金等を活用してではございますけれども、かなりのお金をかけた中でやったと私のほうでは認識しておりますので、現在のものからいけば、類似の同じ発電のものがありますから、そこを参考にさせていただくのが一番間違いないのかなということ、今回のところは確認をさせていただいたところでございます。

○委員長（五味武彦君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ご苦労さまです。

今日もちょっとある市民の方に、バイオマス、日立の駄目になったんですねと。そういうのしか入っていないんだと。やっぱり緑化センターに関して、1月8日までに出しますよね、案を、新しく。ああいったことというのは、やっぱり市民は市民ですごく期待もしているわけですよね。だけれども、もう駄目でしょうなんて言われちゃって、いや、そうじゃなくて、今日今から委員会があつて、また、新しい構想でやるんですよと言ったら、ああそんなんですねみたいな感じで、あまり期待されていないなと思ったんですけども、やっぱり市民の方から、そういう、どっちみち結局、緑化センターだって1月8日にそういう新しいの今から皆さんからいただいて、新しく始まるという、初めからバイオマスも、そういうふうに市民の方にも本当に参加していただくというような感じで、やっぱり何のためにやるのかなというのが、いまいちやっぱり市民にはよく分かっていないし、新聞報道で失敗した記事しか載っていないから、やっぱりもうちょっとちゃんとしたPRとか、将来に向かっての明るいものをもっと出さないと、せっかくやるのに。例えばあと脱炭素に対して、これから、どういうふうにこれが役に立つのかとか、SDGsとかありますよね。そういった新しいそういうものに対してどうかということも出しながら、ただ損しなければいいとか、やったからには絶対にこれは損しないでやり抜かなきゃならないとか、そういったことだけじゃなくて、やっぱりもうちょっと市民に対してのサービスというか、きちっとしたものを出してもらいたいなと思って。今日会った人には、そういうふうに、いや、これからきちっとしたものを出しますから、何かあったら、いい排熱利用の案があったら出してくださいねとは言ったんですけども、そういう浸透しないから、なかなかこういうもの。前の緑化もそうだったけれども、市民にちゃんと浸透しないという、そののところももうちょっとバイオマスの場合は考えていただきたいなと思います。どうですか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 私どもも同じように、これから、事業者と詳細等を詰めていった

ところで、いろんなことを市民のほうに出していきたいと思います。言われたように、緑化センターのほうは、公園という形で広く市民ということもあって、皆さんからのいろんな要望ということにはなろうかと思います。この木質バイオマスについては、先ほど委員さんも言われたように、脱炭素とか、そういったものに貢献するものだと思っておりますので、事業者等、細かい詳細を今後打合せしていく中で、実現がちゃんとできるようになる運びには、こういうものができて、こういう環境等に配慮したり、脱炭素等が行われるんだ、排熱等がされれば、それもまた新たになるんだというようなことは、市のほうがPRに努めたいと思いますので、また、よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

社名の公表についてちょっと、要するに新しい事業主体にグリーン・サーマルになったとか、それをどういう時点でどういうふうにオープンにするのか、その辺を、時期的な問題もあるけれども。

酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 本日、特別委員会のほうに新しい事業者とやっていくんだということを報告させていただきましたので、多分、今後報道等取材を受けることになると思います。その際に、一応グリーン・サーマルさん、ノーリンさん、これまで私どもが協議してきた主たるところは当然のほうに事業者名は出していただいて構わないと。最終的に大和エネルギー・インフラさん、こちらのほうも、グループとして入ってきますので、こちらの公表のほうについても、私どももお願いというか、うちとしては事業者が決まってどことやるかわからないというような報道はできないよということは、相手方に伝えてあります。

ただ、向こうのほうの注文というか、お願いをされたのが、やはり大和インフラさんは、最終的に融資というか、投資というか、金融系でございますから、今後内部の会議等を行う前に、そこが決定というような報道はされるのは避けていただきたいということですので、表現の仕方には注意をしながら、大和インフラさんも出していただけるような形でお願いはしている、そんなような状況です。

○委員長（五味武彦君） ほか委員。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） すみません、今の話で、となると、大和エネルギー・インフラが大出資をするという形の事業なんですけれども、その出資が決定していないという意味ですか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 出資自体は日立のときもそうですけれども、かなり後のほうに、いわゆる事業計画がちゃんと出てこない、出資のほうというのはなかなか難しいようで、何が一番かという、権利をまだグリーン・サーマルさんたちは何も持っていない。今まで大和さんと話しているときも、市とも何も選ばれてはいない状態ですので、今後、日立造船と権利譲渡等をして、IDの取得や東京電力の権利等を持ち、市との覚書等が終わってそういうものが全部整えば、向こうのほうもそういった投資の会議にかける判断基準になるというようなことは聞いております。

○委員長（五味武彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） もう一度確認なんですけれども、契約するDS甲斐合同会社の代表社員GTカンパニーというのは、大和エナジー・インフラの社員になるということでしたか。もう一回お願いします。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 今のやつは合同会社の社員という形になりますので、目的会社なので、大和さんもそこに入ってくる、目的会社のほうへ入ってくるという形になるので、大和の社員とかというようなことではないということになります。

○委員長（五味武彦君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほどの全体のあれがあったじゃんね、組織図が。そこでもって合資会社ということは、合資ということは、大和も含まれての合資でしょう。

○委員長（五味武彦君） 合同ですね。

○委員（内藤久歳君） 合同会社。そこで代表者が滝澤さんが登記するわけじゃない。そうすると、それが一体化になっているものが、正式合資会社ということを出るということでしょう。そのときに、大和エナジーの名前は伏せるということも、先行きが非常に心配なんですよ。だから、今、課長説明だと、いろいろなものが調って、そして、グリーン・サーマルが運営会社をやるということで、そこにお金を出しますよというイメージだと思うんだよね。そのときに会社の組織上が、大和インフラもそこに入っているということの中で、登記をするといついたよね、さっき。そういうことじゃないのか。だとすれば、まずそこが固まって、それで、責任を担保するということですよ。その会社をつくった以上は、大和も責任を持つということじゃないですか。さっきの説明だと、みんなが調ってから、その確認をしてから融資をしますよということは、その中身によっては出さないよということもある。それで、先ほどの説明の中で、山形県と和歌山県がやっているということで、それを担保にし

ていると思うんだよね。実際やっていますよ、だから、大丈夫ですよということを言っているかと思うけれども、その辺のところは非常に心配になるという部分はあるよね。

だから、今までそういう和歌山県も山形県も、そういう形でもって事業化してきたと思うんだよね。だから、その辺の過程の中で、そういう疑問もあったんじゃないかな。向こうは自治体は関わってないよね。だよ。今回初めて今度は自治体が土地を提供してやるというスタイルが変わってきているわけじゃん。だから、その辺のところは、ちょっとどうなのかなという。別にこの事業化はそういうことを見たときに、ただ甲斐市は、土地を提供してやるだけですよということなんだけれども、その辺のところはほかと違うところが1点あるじゃんね。その辺のところはやっぱりグリーン・サーマルと大和の関係とか、その辺のところを確認してもらいたいなというふうに思うんだよね。その辺のところはどうなのかな。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 一応、今、委員さんが言われたような、初めて今度のグリーン・サーマル系というか、大和系のほうの今のものは、公共事業というか、私どもみたいな形を組むことになりますので、あれなんですけれども、基本グリーン・サーマルさんには、この表でもそうなんですけれども、大和エナジーはグリーン・サーマルさんと資本業務提携を結んでいる。グリーン・サーマルさんのほうに株というか、3割以上が、グリーン・サーマルの株3割以上は大和インフラさんが持っているというようなこともあって、私どもは、DSの合同会社できたからといって、そこだけとは、申し訳ないけれども、覚書はやれないよと。急に出てきたばっかりになってしまうので、なので、グリーン・サーマルさんも入れていただかないと困るよということで、甲、乙、丙という形で、今、進めています。担保というところではそういうことになりまして、先ほどから言っている、最終的にここに大和さんが入ってくる時期、今の段階だと、もう、じゃ、まだちゃんと決まっていなからですねという話にはなるんですけれども、事業者とすれば、選定をされて、ここから自分たちが本当に権利の譲渡や私どもが言っているもののお約束できますねと、やりますと言ったことを順次やっていって、その辺が調わないと、やっぱり投資をする側としては、今、投資はするであろうですけれども、ちゃんと会議に諮るとなると、調べてからじゃないとできないということだと私どもは解釈しているところでございます。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） 委員の質疑が終わりました。

これより、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

ございますか。

秋山議員。

○議員（秋山照雄君） 先ほどの、覚書の第4条の中で、内藤委員が言った、もし、途中で駄目になった場合に、土地を購入すると言ったですね。購入されるときに、これは農振も除外しているから、農振の申請自体は、この木質バイオマス発電事業のために農振を外すと言っているから、ここをその土地を購入された場合も、この木質バイオマスしか使用できないと思うんですよ。その辺のところはどうなっていますか。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 今、ご質問いただいたとおり、農振を外す理由は木質バイオマスをするためにということで外していますので、基本的にはそれしか使えないというふうに私どもも思っているところです。

○委員長（五味武彦君） 秋山議員。

○議員（秋山照雄君） ということは、この覚書の中に、土地を購入するだけで、購入される、そのときには、木質バイオマスしか使いませんよという話もした中での覚書を締結するということですね。

○委員長（五味武彦君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） そのようにしていきます。私どもが求めたもので、あちら側も考えているのは、あくまでも選ばれば、市とあそこで木質バイオマスをやっていくから覚書に応じますよという姿勢でございますので、そうはいつでも何があるか分からないということはありませんので、その辺はしっかり伝えていきたいと思います。

○委員長（五味武彦君） 谷口議員。

○議員（谷口和男君） 10番の地域への貢献についてなんですけれども、環境保全協力金や環境保全協定等あるんですけれども、この木質バイオマス発電、木質産業都市構想の中で、甲斐市の森林自然の保全や、あるいは活用について、鍵になる施設だと思うんですけれども、この甲斐市の木材の利用、燃料として利用するのか分かりませんが、何%とかそういうような協定なんかもあるんでしょうか。

○委員長（五味武彦君） お待ちください。

酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 甲斐市としてという数字だとちょっと持っていないんですけれど

も、甲斐市の関係をする中央森林組合、こちらが日立造船のほうと燃料的なお約束をしていたのが、一応500トンというような形にはなりません。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

傍聴議員、ほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、木質バイオマス発電事業の実施についてを終了いたします。

次に、その他に入ります。

バイオマス関連で、環境課よりその他報告ございましたらお願いいたします。

〔「特にございません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、その他を終わります。

引き続き次第の4、その他を行います。

委員より特別委員会関係でその他、何かありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） よろしいでしょうか。

私のほうから、昨日も副委員長と話をしたんですけれども、業者のほうも山形県とかいろんなところに来てほしいということがありました。できれば、これは要望ですけれども、1回4月、来年度になりましたら、できれば視察等々を、これは予算等々の関係、時期の関係があろうかと思えますけれども、こういったものも、議長もしくは事務局にちょっとお願い事をしていきたいというふうに思います。これはできるかどうか分かりませんが、一応大きな事業ですので、現地を視察したいというふうな希望は持っています。これは私の考え方です。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、バイオマス産業都市構想特別委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時49分